

住之江区パートナーシップ協定要綱

(趣旨)

第1条 住之江区パートナーシップ協定とは、企業・NPO等と住之江区が協力体制を構築し、住之江区の活性化に取り組むことを目的とし締結する協定である。

(対象)

第2条 協定締結の対象は、住之江区の活性化に取り組む企業・NPO等とし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

(注意事項)

第3条 連携事業は、原則として区の支出が伴わないものとする。

(施行の細目)

第4条 この要綱の施行に関し、必要な事項は住之江区長が定める。

附 則

本規約は、平成26年6月23日より施行する。